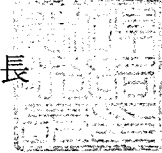


29消保第2055号

平成29年11月14日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛知県防災局長



高圧ガス事故の再発防止について（依頼）

日頃は、愛知県の高圧ガス保安行政の推進について御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

平成29年9月に愛知県内の自動車を解体する事業所において、自動車の燃料用容器である液化石油ガス容器をくず化する作業工程において火災が発生し、作業員2名が負傷する事故が発生しました。これは、容器内の液化石油ガスの廃棄作業後に残存していた液化石油ガスに、何らかの理由により着火したものと推定されます。

つきましては、類似事故の再発を防止するため、下記について貴協会の関係事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 1 高圧ガスの廃棄については高圧ガス保安法に基づく廃棄の基準を遵守してください。
- 2 容器から水等により完全に高圧ガスを放出するまでは容器内に高圧ガスが残存している可能性がありますので、当該容器の取扱いには十分に注意してください。

担 当 消防保安課産業保安室  
高圧ガスグループ

電 話 052-954-6198（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6909

